

# ○学校法人法政大学統括本部長に関する規程

規定第935号

一部改正 2015年4月1日

(目的)

**第1条** この規程は、学校法人法政大学の統括本部長について定める。

2 統括本部長に関する事項のうち、事務規程、事務分掌規程、職務権限規程、職員就業規則又はこの規程に定めのない事項については、常務理事会が定める。

(統括本部長)

**第2条** 次の各号に定める本部に統括本部長をおく。

- (1) 法人本部
- (2) 環境保全本部
- (3) 教育支援本部
- (4) 学生支援本部
- (5) 学術支援本部

(職務)

**第3条** 統括本部長は、職務権限規程に定める権限を有し、担当理事の承認を受け、本部の事務を統括し、管掌する。

(身分)

**第4条** 統括本部長の身分は、学校法人法政大学と雇用関係にあり職員就業規則の適用を受ける事務職員とする。

(選任)

**第5条** 統括本部長は、部長の中から、理事会が選任する。

(任期)

**第6条** 統括本部長の任期は、1年とする。

2 統括本部長が任期途中で退任した場合、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

3 統括本部長は、再任されることができる。

(処遇等)

**第7条** 統括本部長の処遇等については、別に定める。

(統括本部長会議)

**第8条** 統括本部長が迅速に職務を執行するために、統括本部長会議をおく。

2 統括本部長会議は、法人統括本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

3 統括本部長会議は、全統括本部長により構成する。ただし、理事長及び担当理事は、必要に応じて統括本部長会議に出席することができる。

4 統括本部長会議で特に議決を要する事項については、構成員の過半数の出席を要し、出席者の過半数の同意を得なければならない。

5 統括本部長会議は、次の事項を行う。

- (1) 統括本部長の職務の執行にあたり、本部間の調整を行うこと。
- (2) 統括本部長が、それぞれの担当業務の状況について、報告すること。
- (3) 統括本部長が、理事会又は常務理事会の決定事項について、報告を受けること。
- (4) 理事長、担当理事からの諮問事項に対して、答申すること。

6 統括本部長会議の事務局は、総務部とする。

(規程の改廃)

**第9条** この規程の改廃は、常務理事会の議を経て、理事長が決定する。

2 この規程の改廃に関する事務は、総務部が行う。

付 則

- 1 この規程は、2008年1月1日から施行する。
- 2 この規程は、第2条を一部改正し、2015年4月1日から施行する。

(追48)